

令和7年度第1回(4月12日) 定例会議事録

日 時 4月12日 (土) 15:00~16:00
会 場 志津コミュニティセンター2階大会議室
出 席 役員15名 (会長、副会長A・B、書記A・B、会計A・B、総務A・B、
環境A・B、文化部4名)
前期各班長23名 (1名欠席)
オブザーバー: 井崎様 (まちを守る会)
保谷様 (民生委員)
陳様 (後期班長)
議事録作成: 書記A

(配布資料)

- ① 令和7年度 役員の任務分担
- ② ブロック長・班長業務

1. 役員・ブロック長の紹介

役員・ブロック長・オブザーバーの自己紹介実施

2. 役員の任務分担、ブロック長・班長業務 (副会長B 松田)

資料 令和7年度 役員の任務分担

資料 ブロック長・班長業務 により説明

3. 会員数 3月末現在 433名, 令和7年度会員名簿について (総務A 東明)

4. 前期自治会費等の集金について (会計B 寺中)

前期自治会費集金 6月 1800円 領収書は希望者のみ

日本赤十字募金 任意 500円

社会福祉協議会 任意 500円 *領収書あり

班長→ブロック長→会計B

愛の募金は任意で回覧板にて回収、集計不要。

5. ユーカリ 2 丁目の大雨冠水について（環境 A 菊原）

メガネスーパー交差点付近が冠水。グレーチングの目詰まりが原因。佐倉市にグレーチング交換を依頼中。

そのほか冠水場所があれば環境 A に連絡を。

6. 子ども会資源回収（3月 27 日実施分）（副会長 B 松田）

年 月		合計	前年同月 (kg・円)
2025 年 3 月	重さ (kg)	2,020	2,120
	金額 (円)	4,740	4,860

7. 定例会日程について（副会長 B 松田）

- ・5 月の定例会はブロック長のみの参加。
- ・議題のないときは定例会中止になることもある。

8. 集会所清掃について（環境 B 白石）

- ・今年 2 丁目はサブの担当になる。年 3 回、初回は 6 月にあり。
詳細は追って連絡する。

9. その他伝達事項等

（1）オブザーバー挨拶（まちを守る会 防犯委員長 井崎さん）

- ・まちを守る会の主な活動として、町内のパトロール（週 4 日）がある。
- ・防犯委員を中心に活動。委員の高齢化等により参加者が減少している。是非、役員・班長の方々に参加いただきたい。
- ・パトロールは週 4 日（月、水、金、土）に行い、4 月から 9 月までは夕方 5 時から、20 分から 25 分間程度行っている。
- ・A、B、C の 3 コースあるが、C は距離が短く、ゆっくりと周れるため、ウォーキングついでに参加いただけると思う。
- ・出席の場合は、郵便局の前に役員・班長の名簿があるので、名簿にチェックの上、参加をお願いいたします。
- ・参加の際には緑の帽子を着用していただく。
- ・班長任期中に最低 2 回は参加していただきたい。
- ・ワンワンパトロール（現在 5 名）にもぜひ参加をお願いしたい。

(2) オブザーバー挨拶（民生委員 保谷さん）

- ・2丁目の高齢化も進んでいる。安心安全に生活するために心配事や気になることがあれば声かけいただきたい。
- ・民生委員には守秘義務があり委員から情報提供はできないが、質問・声かけいただければお答えできることや力になれることもたくさんあると思う。
- ・民生委員1人ではすべてを把握することは困難。近所の方々からの情報提供が重要になりますのでお願ひいたします。

(3) ラインワークス参加依頼について(陳さん)

資料配布にて説明

- ・次年度役員は今年度班長からの選出となっている。
- ・役員に対してのネガティブなイメージが強く毎年役員決めに苦労している。
- ・班長・役員の負担を減らすためにラインワークスの導入を検討したい。
- ・導入することで連絡事項などが記録として残るため、自分の時間で確認することも可能となる。
- ・役員も参加していただくことで役員同士の連絡の負担も減らせるのではないか。
- ・すべての役職の役に立つかは不明だが、早急に導入できるよう準備する。

【質疑応答】

質問：入会手続きの「見守り制度」要援護希望者の有無確認とあるが、具体的に誰がどのような援護・見守りをしているのか。またどのように確認すればよいのか。

民生委員保谷様：民生委員は市と連携して要支援者の方をリストアップし訪問して、民生委員として見守りを行っているが、入会手続きの「見守り制度」に関してはまだ聞いていない。

民生委員へは要支援者リストが市から送られてくるが、守秘義務で公開はできない。自治会でも要支援者リスト作成がされれば民生委員との連携は図れると思う。

回答：「見守り制度」に関しては、市や民生委員が把握しきれない部分のカバーと位置づけられており、班長・ブロック長が積極的に情報収集する必要はない。ただし、近隣住民で明らかに支援が必要と思われる方などいれば、役員に相談していただく。「見守り制度」に関しては引継ぎにもなかったため今後確認して5月返答する。

質問：ラインワークスについて、スマホ・パソコンも扱えないためわからない。

質問：班長引継ぎ資料について

- ・引継ぎリストの過不足があればどこに請求するのか。各自用意するものなのか。

回答：入会や脱会、訃報通知などはユーカリが丘二丁目自治会のホームページからプリン

トアウトできます。または、総務 A・B にご連絡ください。

- ・古い資料などは引き継ぐものと破棄してよいものを区別してほしい。
- ・使い方不明のステッカーはどうしたらよいのか。

回答：現在は使用されていないものであり総務 B が引き取り処分する。

質問：集金について各家庭用にジップロック配布をお願いしたい。

回答：6月に集金を予定しているため、5月役員会議・ブロック長会議で話し合うこととします。

質問：休眠届についての扱いについて。

回答：下記【休眠届の取り扱いについて】にて回答。

質問：役員の指名制の基準・規約などあれば次期役員選定時期までに開示してもらいたい。

回答：役員選出の運用方法については今後の役員会議の議題とし、選定時期までに開示します。

質問：班長引継ぎ資料でベルマークの回収袋なども回ってきているがどうしたらよいのか。

回答：回収されているベルマークは自治会に持ってきてもらえれば処理する。

回覧板に付いている回収袋などはそれぞれで破棄してもらう。

質問：回覧板の劣化で使えなくなった場合はどうすればよいのか。

回答：総務 B に請求してください。

【休眠届の取り扱いについて】

質問：C ブロックでも 3 件ほど回覧板 skip している家庭があるが、休眠届を出しているかどうかわからない。個人情報なので聞き出すわけにもいかず結局言われた通りにしている。

質問：以前に休眠届は班長業務のみ免除し回覧などは通常通り行うと聞いた。

回答：詳細な運用方法が決まっていないため今期の議題とする。

A ブロック 大竹さんより

2-1-3 総合学習塾代表 3/31 で退去。退会届を総務 A に提出した。

次回定例会は 5 月 10 日集会所にてブロック長のみ参加で行う。

以上

2025.4.12 書記 A (瓜田)